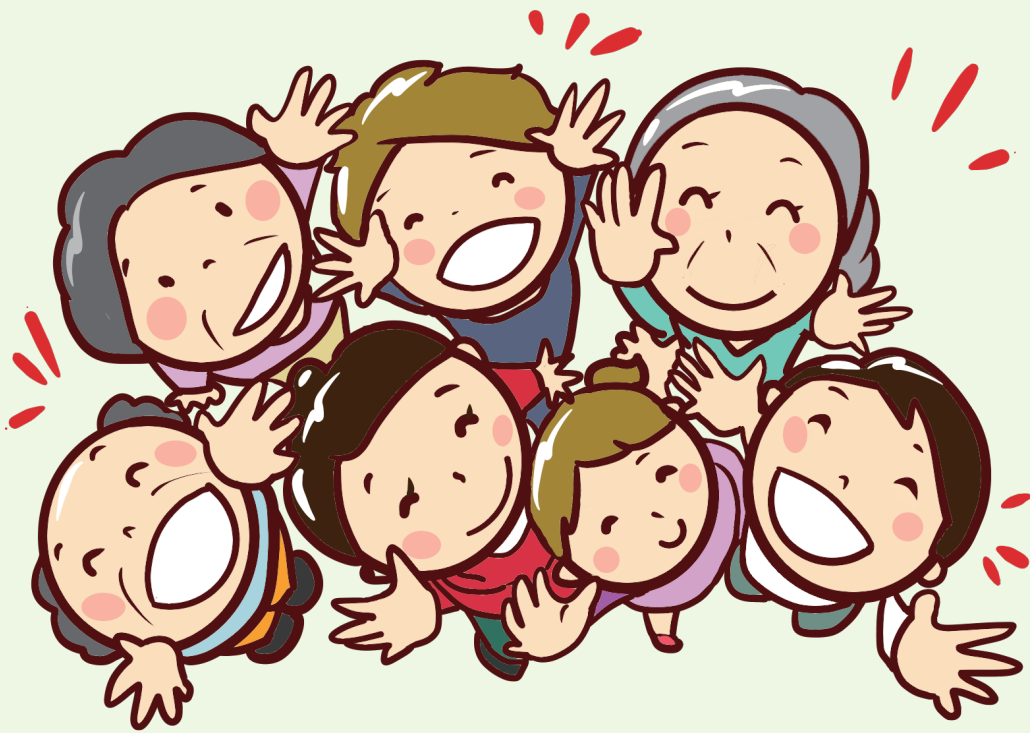


小林市

高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 認知症施策推進計画

概要版



令和6年3月

小林市

計画の策定にあたって

(1) 計画の背景と目的

国全体の高齢化が進行する中、本市においても高齢化が進行しています。

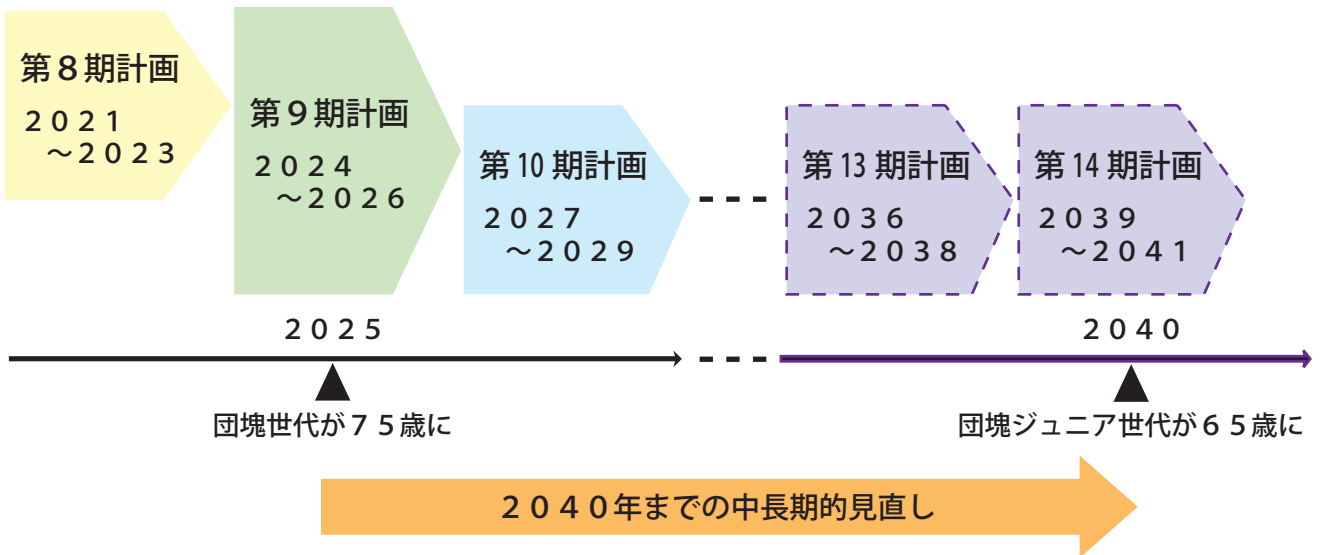
今後も高齢化は続き、医療・介護のサービスを必要とする高齢者の増加が予想されます。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を間近に控え、更に高齢化が進行するとされる中長期的な将来も見据えながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」をはじめとする高齢者保健福祉施策の推進、介護保険事業等の展開を図るための計画として策定しました。

(2) 計画の期間

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は3年ごとに見直しが行われています。

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間としますが、令和22年度（2040年度）をはじめとする中長期的な視野にも立った施策の展開を図ります。



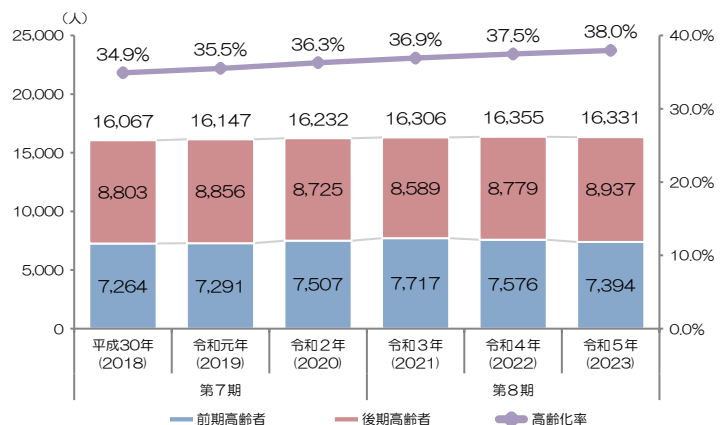
(3) 高齢者の状況

総人口が減少傾向にある中、本市の65歳以上人口は増加傾向で推移し、高齢化率の上昇にもつながっています。

内訳をみると、これまで65~74歳の前期高齢者が増加傾向にありましたが、団塊の世代が75歳を迎える中、近年は75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあります。

今後は、65歳以上人口も減少傾向に転じることで、総人口の減少が加速する一方、高齢化率は引き続き上昇していくことが予想されます。

65歳以上人口・高齢化率の推移



※出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）

計画の基本的な考え方

(1) 目指す姿

本市では、地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、だれもが「いきいきと」、「すこやかに」、「安心して」、自分らしく健幸に暮らせる"笑顔あふれる地域"に向けて、「小林版地域包括ケアシステムの深化・推進」を図り、第9期計画期間中に迎える団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にも対応できる社会づくりを目指します。

(2) 基本方針

人口減少と高齢化の進展が著しい中、地域としての持続可能性を確保するためにも、高齢者に限らず、地域住民をはじめ地域に関係するあらゆる主体が、それぞれの立場で関与するなど、地域力を最大限に活かした地域づくりを目指すとした第8期計画の考え方、基本理念を継承し、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

地域之力、みんなの力をプラスして

だれもが「いきいきと」、「すこやかに」、「安心して」、
自分らしく健幸に暮らせる"笑顔あふれる地域"へ
～小林版地域包括ケアシステムの深化・推進～

(3) 地域共生社会と地域包括ケアシステムについて

地域共生社会とは、高齢化及び人口減少が進行し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、高齢者だけでなく、子ども、障がい者等を含む、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる社会のことです。それは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

一方、**地域包括ケアシステム**とは、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことであり、地域共生社会の実現において必要不可欠なものです。

本市では、本市の実情を踏まえた**小林版地域包括ケアシステムの深化・推進**を図ります。

(4) 施策体系

基本理念

だれもが「いきいきと」、「すこやかに」、「安心

地域の力、

～小林版地域包括

重点施策
(施策の柱)

1 人材確保・定着の取組強化

全国的な課題となっている介護従事者等の担い手不足対策として、将来を見据えた人材の確保や、ICT・AIを活用した業務の効率化などを推進します。

2 自立支援及び重症化予防型の介護予防・健康づくりの推進

これまで実施してきた介護予防・健康づくりの取組を推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業等を推進しながら、高齢者に限らない各世代に応じた体系的な予防的アプローチの展開に向けた取組を推進します。

3 総合的な認知症施策の推進

認知症になっても、安心して自分らしく暮らし続けられる地域の実現を目指します。

4 多様な主体による地域包括ケア推進体制（地域づくり）の構築

職員の資質向上等により、多様な相談に対応できる体制整備を図るなど、地域包括支援センターの充実に努めながら、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア推進体制の構築を図ります。

5 高齢者が活躍する社会づくり

高齢者の多様な活躍の場が想定される中、地域での活躍の場の提供に向け、必要性も考慮しながら取組の推進を図ります。

6 生活基盤の充実

住まいや移動手段の確保、防災対策等の推進により、生活環境の整備を図ります。
また、各種支援・福祉サービス等の提供体制について、小林市の実情や高齢者等のニーズを踏まえながら、必要に応じて各種支援・福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

みんなの力をプラスして 「自分らしく健幸に暮らせる”笑顔あふれる地域”へ 介護システムの深化・推進～

基本 施策

- (1) 高齢者ケア人材確保等推進協議会の推進
- (2) ICT等の活用による業務の簡素化と生産性向上の推進
- (3) 潜在的人材の掘り起こしと新たな担い手の活用の検討

- (1) 健康づくりと一体となった予防施策の推進
- (2) 自立支援型介護予防の推進
- (3) 住民意識の向上と気運づくりの推進

- (1) 認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指す施策の推進
- (2) 権利擁護支援体制づくりの強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域住民をはじめとした多様な主体による支援体制づくり
- (4) 様々な資源の連鎖による地域づくりの推進

- (1) シニアパワーの活用と社会参加の促進
- (2) 交流活動による生きがいづくりの支援
- (3) 生涯学習、生涯スポーツの普及

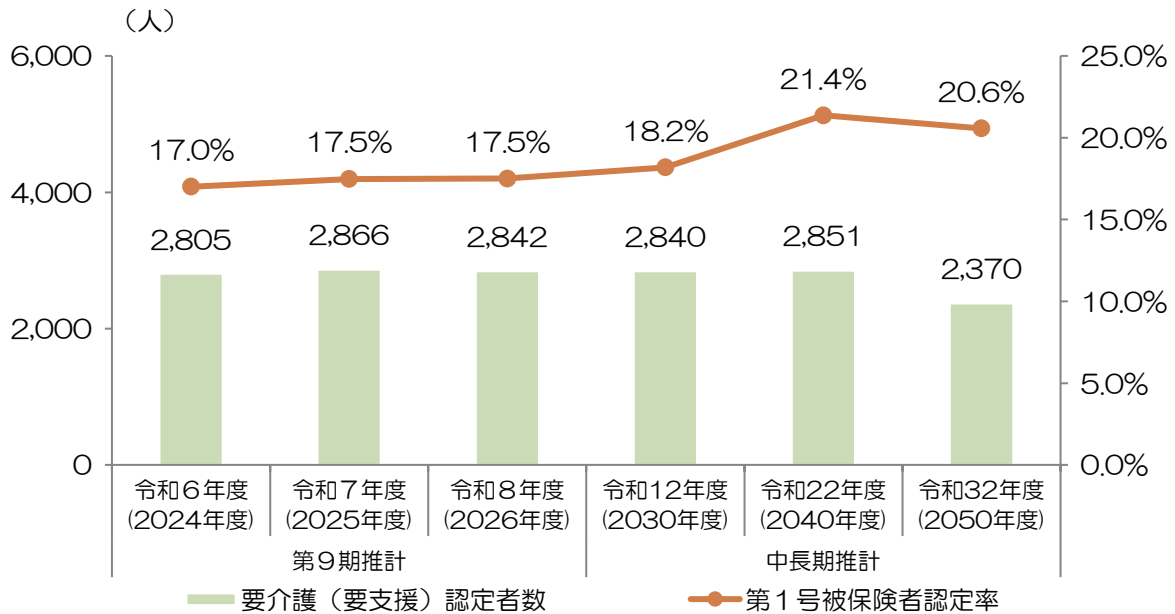
- (1) 在宅生活基盤の整備
- (2) 高齢者にやさしい環境整備
- (3) 移動手段の確保
- (4) 防災・感染症対策の推進
- (5) 交通安全・防犯の推進
- (6) 介護サービス基盤の整備

介護保険事業に関する将来推計

(1) 要介護（要支援）認定者数等の見込み

第9期の最終年度である令和8年度の要介護（要支援）認定者数は2,842人、65歳以上の第1号被保険者に占める認定者数の割合（認定率）は17.5%を見込んでいます。

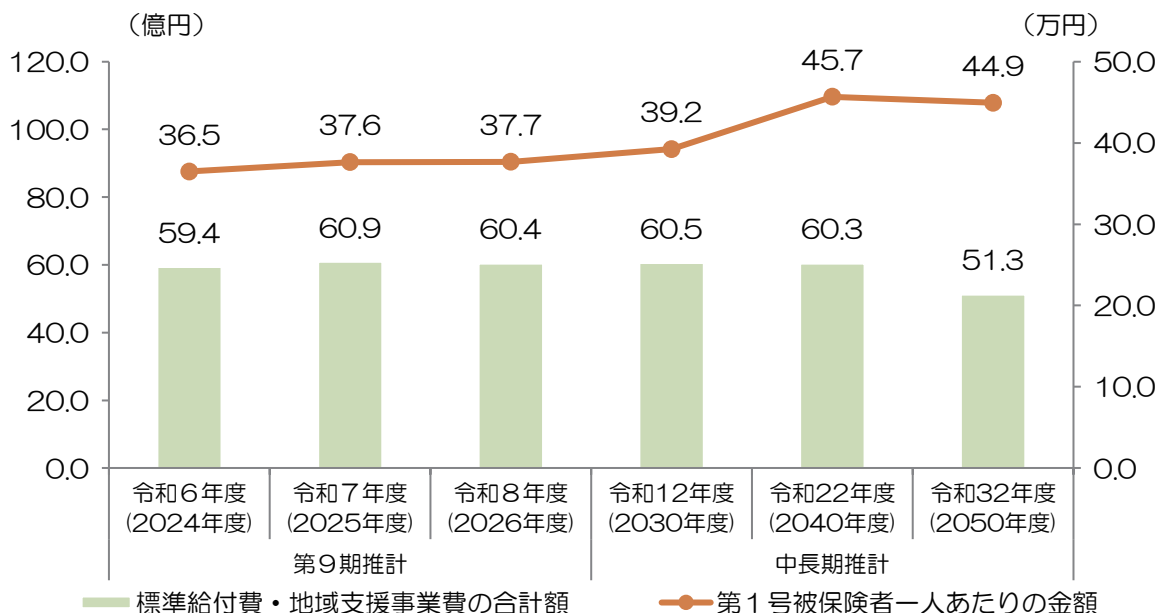
中長期的に見ると、認定者数は令和22年度（2040年度）頃まで大きな増減は見られない一方、認定率は上昇する見込みとなっています。



(2) 介護給付費等の見込み

第9期の最終年度である令和8年度の介護給付費等の合計額は約60.4億円、第1号被保険者一人あたりの金額は37.7万円を見込んでいます。

中長期的に見ると、介護給付費等の合計額は令和22年度（2040年度）頃まで大きな増減は見られない一方、高齢者人口の減少に伴い、一人あたりの金額は増加する見込みとなっています。



第1号被保険者の介護保険料

第9期期間における65歳以上の第1号被保険者の保険料基準額（月額）について、第8期期間の6,360円(年額76,320円)から引き下げた6,300円(年額75,600円)と決めました。本人や世帯の課税状況及び所得に応じてご負担いただく保険料は以下のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者及び課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額×0.285	21,546円
第2段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下	基準額×0.485	36,666円
第3段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える	基準額×0.685	51,786円
第4段階	市民税世帯課税であるが、本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	68,040円
第5段階	市民税世帯課税であるが、本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える	基準額×1.0	75,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	90,720円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満	基準額×1.3	98,280円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満	基準額×1.5	113,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満	基準額×1.7	128,520円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満	基準額×1.9	143,640円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満	基準額×2.1	158,760円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満	基準額×2.3	173,880円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	181,440円

※保険料基準額の引き下げ及び介護保険制度の改正に伴う標準的な保険料率の変更により、第1段階から第9段階までの方については第8期期間と比べて減額となっています。

小林市の取り組みの紹介

(1) 介護予防・健康づくりのための取り組み

本市では、介護予防や健康づくりのため、以下のような取り組みを行っています。

- それぞれの段階に応じ、できることを長く続けられるよう、自立支援型のケアマネジメントで在宅での生活を支援します。
- フレイルの状態にある方を早期に発見し、適切な支援につなぐための事業を展開しています。家族の介護や認知症に関することなど、幅広い相談に対応します。
- 元気なうちからできるフレイル予防や介護予防、認知症の予防に関する情報の普及啓発を行います。サロンやパワーステーション、ご近所体操等の運動のできる機会や交流の場を提供し、元気が維持できる環境づくりに努めます。



(2) 地域包括支援センターについて

本市では、高齢者のみなさんが住みなれたまちでいきいきと元気に、安心して暮らしていけるよう、介護、福祉、健康、医療などのさまざまな面から高齢者とその家族を支える「地域包括支援センター」を市内3か所に設置しています。

介護や高齢者福祉などに関するお悩みや困りごとなどございましたら、お気軽にご相談ください。保健師や社会福祉士などの専門職が連携して対応いたします。

名称・所在地	電話番号	受付時間	担当地区
小林市地域包括支援センター 小林市堤108番地1 (八幡原市民総合センター内)	0984-25-0707	8時30分～17時 ※電話での相談は24時間対応	小林地区、 須木地区 (内山地区除く)
小林市西部地域包括支援センター 小林市北西方7125番地1 (シルバーランド望峰の里同敷地内)	0984-27-2552	8時30分～17時 ※電話での相談は24時間対応	小林地区 (南西方・北西方・ 種子田地区)
のじり地域包括支援センター 小林市野尻町東麓1159番地1	0984-44-2271	8時30分～17時30分 ※電話での相談は24時間対応	野尻地区 内山地区

本計画や介護、高齢者福祉等に関するお問い合わせ先

小林市 健康福祉部 長寿介護課

宮崎県小林市細野300番地

TEL: 0984-23-1140 (直通)